

## 「大阪市学校財産無償譲渡差止請求」第3回口頭弁論

昨日 17 日 15 時から大阪地裁大法廷で行われた第 3 回口頭弁論を傍聴した。大阪市立高校の大阪府への無償譲渡に対する差止請求事件である。朝から市役所で仕事をして、寒風が吹きつけるなか傍聴券を求めて並んだ。

前回(12 月 17 日)は抽選にはずれたが、今回は傍聴できた。大法廷であるが、新型コロナウイルス感染拡大のため座席が制限されている。法廷最前列で裁判官と原告・被告の「やりとり」を見ることができ、裁判の進行を実感することができる。



法廷では原告・被告双方から提出された準備書面を確認して、裁判長が地方財政法、地方自治法、大阪市財産条例など論点を整理し、被告と原告に対して 1 月 24 日までに追加資料の提出を求めた。来秋 28 日の第 4 回期日で弁論終結、3 月の判決が決まった。いくつかの裁判を傍聴してきたが、裁判長が迅速に審理を進めている感じた。大阪市民の「学校財産無償譲渡」差止請求訴訟であり、3 月中には結論(判決)を出すことが求められているからだ。

法廷終了後、西天満のビルで開かれた「報告会」に参加した。弁護士から前回からの経過と第 3 回口頭弁論について説明された。先週 13 日にテレビ会議で 50 分にわたり、裁判所との事前協議が行われたので、今回も短時間で終了した。この訴訟のポイントは、大阪市長から委任された契約管財局長の「無償譲渡契約」締結を差し止めることである。裁判長が論点を整理して、迅速に審理をすすめている。焦点は地方財政法と地方自治法、さらに大阪市財産条例に、大阪市立高校の大阪府への無償譲渡が違反しているかどうかにある。帰宅してから、関連する主な法律を書き出してみた。

地方財政法第 27 条 1 項「都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」

地方財政法第 28 条の二「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。」

地方財政法第 9 条「地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務(中略)を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。(後略)」

地方自治法第 232 条 2 項「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」

(2022 年 1 月 18 日)